本市への移住・定住支援策　住宅ローン金利優遇支援を追加
充実した支援策で移住・定住を促進します

子育て世帯住宅取得奨励金・定住促進住宅取得等補助金対象者
住宅ローン「フラット35子育て支援型・地域活性化型」金利優遇支援

市では、本市への移住・定住支援策に、「子育て世帯住宅取得奨励金」「定住促進住宅取得等補助金」の交付を受けられる人を対象とした住宅ローン金利優遇支援を追加しました。

住宅金融支援機構が提供している住宅ローン「フラット35子育て支援型・地域活性化型」を利用した場合、最初の５年間の借入金利が０.25㌽引き下げられます。

■対象
市が行っている次のいずれかの交付を受けられる人
○子育て世帯住宅取得奨励金
○定住促進住宅取得等補助金

■利用要件
利用種別によって要件が異なります。詳しくは下表のとおり

■優遇措置
最初の５年間の借入金利を年０.25㌽引き下げ

■取扱金融機関
岩手銀行、北日本銀行、東北銀行のほか、住宅金融支援機構が提携する金融機関

利用方法など詳しくは、本館定住推進課へお問い合わせください。

「フラット35 子育て支援型・地域活性化型」利用要件

◉花巻市子育て世帯住宅取得奨励金（左ページ上段）の交付を受けられる人の場合

種　別		要　件
子育て支援型	若年子育て（奨励金①対象）	●生活サービス拠点内に居住している人で住宅を新築または購入する人 ●申請者または配偶者のどちらかの年齢が50歳未満 ●中学生以下の子と同居している人＊
	同居型（奨励金②対象）	●床面積が50平方㍍以上の住宅を新築または購入する人 ●親世帯（父母または祖父母）と同居する人 ●入居後５年間、同居状況の確認に協力できる人 ●中学生以下の子と同居する人＊
	近居型（奨励金②対象）	●親世帯（父母または祖父母）と同一のコミュニティ地区内に居住するために住宅を新築または購入する人 ●入居後５年間、近居状況の確認に協力できる人 ●中学生以下の子と同居する人＊
地域活性化型	コンパクトシティ（奨励金①対象）	●生活サービス拠点へ移住する人で住宅を新築または購入する人 ●中学生以下の子と同居する人＊

＊対象者または配偶者が妊娠し、母子手帳の交付を受けている場合を含みます

◉花巻市定住促進住宅取得等補助金（左ページ下段）の交付を受けられる人の場合

種　別		要　件
地域活性化型	ＵＩＪターン（補助金ＡＣＤ対象）	●本市に移住し住宅を新築または購入する人 ●中学生以下の子と同居する人＊
	空き家対策（補助金ＢＣＤ対象）	●花巻市空き家バンクに登録されている空き家を購入する人

＊対象者または配偶者が妊娠し、母子手帳の交付を受けている場合を含みます（Ａのみ）

花巻市子育て世帯住宅取得奨励金

市では、子育て世帯の住宅取得を支援するため、下記に該当する子育て世帯を対象に、奨励金を交付しています。

①生活サービス拠点での住宅取得

生活サービス拠点の区域に居住するために、住宅を新築・購入する子育て世帯が対象です。

▶**生活サービス拠点**…松園・花北・花西・花南・宮野目・大迫・好地・土沢地区の一部と、花巻中央地区。同拠点の図面は本館定住推進課、各総合支所地域振興課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

②親世帯との同居・近居のための住宅取得

親世帯（父母または祖父母）と同居または近居するために、住宅を新築・購入する子育て世帯が対象です。

▶**近居**…親世帯と同一のコミュニティ地区内に居住すること

①②共通

■対象
○対象者の世帯に市税の滞納がないこと
○中学生以下の子（対象者の子に限る）と同居していること
※対象者または配偶者が妊娠し、母子健康手帳の交付を受けている場合を含みます

■奨励金額　30万円
※花巻市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」（花巻中央地区の一部）に住居を取得する場合は20万円加算

交付を受けるには、奨励金交付請求書の提出が必要です。詳しくは、本館定住推進課へお問い合わせください。

＊平成30年４月１日以降に住宅を新築または購入する人が対象です。
また、交付を受けられるのは二つの奨励金のうち、どちらか一方のみとなります。

花巻市定住促進住宅取得等補助金

市では、市内に移住する人の住宅取得を支援するため「花巻市定住促進住宅取得等補助金」を交付しています。

補助金の交付要件（下図の概要を参照）に該当した人には、引っ越しやリフォームなどに係る経費の２分の１を限度額内で支援します。

詳しくは、本館定住推進課へお問い合わせください。

✣住宅取得等補助金の概要

県外から本市に移住

A	B	C
市内に住宅を新築または購入した人のうち、中学生以下の子どもと同居（妊娠中の場合も含む）	空き家バンクを利用し、住宅を①購入した人②借りた人	農業に従事予定の人で▶市内に住宅を新築または購入した人▶空き家バンクを利用し空き家を購入した人
限度額　200万円	限度額　① 200万円＊ ② 100万円＊	限度額　200万円＊

県内から本市に移住

D
農業に従事予定の人で▶市内に住宅を新築または購入した人▶空き家バンクを利用し空き家を購入した人
限度額　200万円

※補助対象経費合計額の２分の１を限度額内で補助します
＊空き家バンク利用者で県の移住促進事業費補助金の対象となる場合、限度額に最大20万円が加算されます